

## 医療費の窓口負担の基準を



問

小泉内閣以来の「構造改革」により貧困世帯の増大だけでなく、自殺・飢餓・児童虐待・家族の崩壊など社会破綻の形で現れ、国民が安心して暮らせる社会からますます遠ざかろうとしている。

平成17年度から各種控除・非課税措置の見直し・廃止が毎年行われ、平成19年度には住民税の一律10%のフラット化と定率減税の廃止が実施され、連動して国民健康保険税や介護保険料が引き上げられた。

国民健康保険法の第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めているが、国保税を払えない町民に資格証明書が発行されている。また、医療費の負担が重く病院に行かれないと生きている。国民健康保

は諸般の事情により滞納している方がいるのが実情であり、町の国保運営上、少なからず支障が生じている。

国民健康保険では、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、保険税を一定期間以上滞納している世帯主に対しても被保

険者証の返還を求め、返還したときは被保険者資格証明書を交付することとされ

ては、一部負担金の減免については、国民健康保険法の規定により特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、適

用もされていない。

幕別町独自の国民健康保険の医療費一部負担金の減免規定を明確にし、町民の命と健康を守る対応が必要である。以下の点について伺う。

①短期保険証・資格証明書の発行は止めること。  
②医療費一部負担金の減免基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減免規定を明確にし、町民の命と健康を守る対応が必要である。以下の点について伺う。

また、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期限を定めることができると規定されていることから、

保険税の滞納者に対し短期被保険者証を交付することができるとされている。

本町では、滞納者に対し可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をしているが、諸般の事情によりなかなか履行できない方

に対する特別の理由とは、国の通

知によると貧困、災害、不作、世帯主の事故による不在など一部負担金を支払うことが困難と認められる事由をいうものとされている。

現時点における本町の対応としては、法の主旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免又は徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処している。

一部負担金の減免申請の実績が全国的に低調である

小泉内閣以来の「構造改革」により貧困世帯の増大だけでなく、自殺・飢餓・児童虐待・家族の崩壊など社会破綻の形で現れ、国民が安心して暮らせる社会からますます遠ざかろうとしている。

幕別町独自の国民健康保険の医療費一部負担金の減免規定を明確にし、町民の命と健康を守る対応が必要である。以下の点について伺う。

①短期保険証・資格証明書の発行は止めること。  
②医療費一部負担金の減免基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減免規定を明確にし、町民の命と健康を守る対応が必要である。以下の点について伺う。

また、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期限を定めることができると規定されていることから、

保険税の滞納者に対し短期被保険者証を交付することができるとされている。

本町では、滞納者に対し可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をしているが、諸般の事情によりなかなか履行できない方

に対する特別の理由とは、国の通

知によると貧困、災害、不作、世帯主の事故による不在など一部負担金を支払うことが困難と認められる事由をいうものとされている。

現時点における本町の対応としては、法の主旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免又は徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処している。

一部負担金の減免申請の実績が全国的に低調である

町としては、滞納者に対

し機械的に対応するのでは

なく、面談等により滞納し

なる事情をよく聞き、親切、

丁寧かつ的確な対応に心がけ、計画的な納税ができるよう努めていきたいと考えている。

幕別町独自の国民健康保

険法第44条では、世帯主が失業など特別の事情がある場合は、医療費の一部負担金が減免されると定められ

ているが、具体的な取り扱

い要領がないため周知も活

用もされていない。

幕別町独自の国民健康保

険の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免

基準を明確に定めること。

同様の医療費一部負担金の減

免規定を明確にし、町民の

命と健康を守る対応が必要

である。以下の点について

伺う。

①短期保険証・資格証明書

の